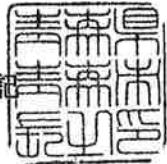


青市保保第310号
令和6年11月19日

一般社団法人青森市医師会
会長 北畠 滋郎 様

青森市長 西 秀記



令和6年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（周知依頼）

日頃から本市保健衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記届出につきましては、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項及び薬剤師法第9条の規定により、2年ごとの12月31日現在で厚生労働大臣への届出を行うことが義務付けられており、本年が届出の年になっております。

つきましては、青森市保健所から市内の各施設へ届出票を順次送付いたしますので、貴職におかれましては、貴下会員に周知いただき、届出が漏れなくなされますようよろしくお取り計らいください。

なお、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師については、オンラインによる届出が可能となっております。詳細につきましては、下記URLを御案内いただきますようお願ひいたします。

〔厚生労働省の専用ホームページURL〕

厚生労働省>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療>医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

担当：保健部 青森市保健所

保健予防課 総務管理・地域医療チーム 内山

〒030-0962 青森市佃二丁目19番13号

TEL: 017-765-5280 FAX: 017-718-5645



届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さんへ

本年は2年に一度の届出年です。

令和6年12月31日現在の状況をお知らせください。

- 医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能です。
- オンラインによる届出が困難な場合は、紙の届出票をお近くの保健所へ届出ください。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

令和7年1月15日（水）まで



Q & A

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、医師法、薬剤師法により、
2年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A 厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用の
ID・PWを用いて届出してください。

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくな、厚生労働省のホームページ
からダウンロードしてください。

Q この届出はどのようなことに使われますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。



ひと、くらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

三師届 厚生労働省

検索



三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、厚生労働省ホームページから届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日(水)までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。
- STEP 2 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式(Excel様式)をアップロード。
- STEP 4 医療従事者本人が登録または事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。

オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。